

地域審議会及び地域自治組織

合併特例法第5条の4の規定に基づき、6市町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

別紙

渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4の規定に基づき、合併前の渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(名称)

- 第2条 審議会の名称及び対象区域は、次のとおりとする。
- (1) ○○市渋川地区地域審議会 合併前の渋川市の区域
 - (2) ○○市伊香保地区地域審議会 合併前の北群馬郡伊香保町の区域
 - (3) ○○市小野上地区地域審議会 合併前の北群馬郡小野上村の区域
 - (4) ○○市子持地区地域審議会 合併前の北群馬郡子持村の区域
 - (5) ○○市赤城地区地域審議会 合併前の勢多郡赤城村の区域
 - (6) ○○市北橋地区地域審議会 合併前の勢多郡北橋村の区域

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、対象区域に係る次に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関すること。
- (2) 新市建設計画の執行状況に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 審議会は、それぞれ20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれの審議会の対象区域に住所を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、当該審議会の委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集する。

2 会議は、毎年度、開催するものとする。

3 同一の審議会に属する委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、市長はこれを招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、当該審議会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

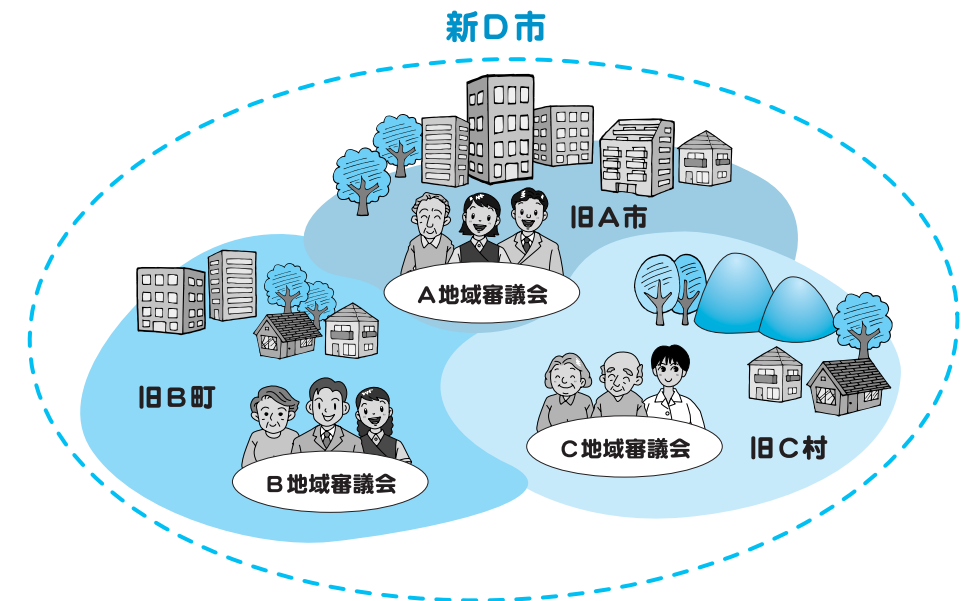
2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。

地域審議会とは？

合併特例法に基づいて、合併前の関係市町村の協議によって、旧市町村の区域ごとに設置することができ、新市の長の諮問により新市建設計画を変更しようとするときや、必要な事項について意見を述べることができるとなっています。

この審議会の必要性と目的は、合併によって地域の声が届きにくくなることへの不安や、新市の規模が拡大することなどによって地域特性が失われてしまうといった懸念などを払拭する手段として必要であり、住民の意見などを新市の運営に十分反映させ、新市の一体的まちづくりと均衡ある発展を推進することを目的に設置するものです。



地域審議会のイメージ

